

道路占用料単価新旧対照表

占用物件		単位	現行額(円) (A)	改定額(円) (B)	増減額 B-A	差額割合 B/A	
第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本 1月	130	160	30	1.23	
	第2種電柱		190	240	50	1.26	
	第3種電柱		260	320	60	1.23	
	第1種電話柱		110	140	30	1.27	
	第2種電話柱		180	220	40	1.22	
	第3種電話柱		250	310	60	1.24	
	その他柱類		11	14	3	1.27	
	共架電線その他上空に設ける線類	1m 1月	1	1	0	1	
	地下に設ける電線その他の線類	1m 1月	1	1	0	1	
	路上に設ける変圧器	1個 1月	110	140	30	1.27	
	地下に設ける変圧器	1㎡ 1月	67	83	16	1.24	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個 1月	220	280	60	1.27	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個 1月	94	120	26	1.28	
	広告塔	1㎡ 1月	500	500	0	1	
	その他のもの	1㎡ 1月	220	280	60	1.27	
	第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	1m 1月	5	6	1	1.2
		外径が0.07m以上0.10m未満のもの		7	8	1	1.14
		外径が0.10m以上0.15m未満のもの		10	12	2	1.2
		外径が0.15m以上0.20m未満のもの		13	17	4	1.31
外径が0.20m以上0.30m未満のもの		20		25	5	1.25	
外径が0.30m以上0.40m未満のもの		27		33	6	1.22	
外径が0.40m以上0.70m未満のもの		47		58	11	1.23	
外径が0.70m以上1.00m未満のもの		67		83	16	1.24	
外径が1.00m以上2.00m未満のもの		130		170	40	1.31	
外径が2.00m以上のもの		270		330	60	1.22	
第3・4号		(3号)鉄道・軌道 (4号)歩廊・雪よけ		1㎡ 1月	220	280	60
第5号	地下街及び地下室	階数 1	$A \times 0.004$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.005$ ($\times 1/12$)		1.25	
		階数 2	$A \times 0.007$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.008$ ($\times 1/12$)		1.14	
		階数 3以上	$A \times 0.008$ ($\times 1/12$)	$A \times 0.01$ ($\times 1/12$)		1.25	
	上空に設ける通路	1㎡ 1月	250	250	0	1	
	地下に設ける通路		150	150	0	1	
	その他のもの		220	280	60	1.27	
祭礼、縁日に際し、一時的に設けるもの	1㎡ 1日		50	50	0	1	
第6号	その他のもの	1㎡ 1月	500	500	0	1	

道路法第32条

道路占用料単価新旧対照表

占用物件		単位	現行額(円) (A)	改定額(円) (B)	増減額 B-A	差額割合 B/A	
第1号に掲げる物件	看板(ア-子であるものを除く。)	一時的に設けるもの	1m ² 1日	50	50	0	1
		その他のもの	1m ² 1月	500	500	0	1
	標識		1本 1月	180	220	40	1.22
	旗ざお	祭礼等に際し、一時的に設けるもの	1本 1日	50	50	0	1
		その他のもの	1本 1月	500	500	0	1
	幕(令第4号の施設を除く。)	祭礼等に際し、一時的に設けるもの	1m ² 1日	50	50	0	1
		その他のもの	1m ² 1月	500	500	0	1
	アーチ	車道横断するもの	1基 1月	5,010	5,000	10	1
		その他のもの		2,500	2,500	0	1
	第2号に掲げる発電設備			220	280	60	1.27
	第4号に掲げる工施用施設 及び同第5号の工施用材料		1m ² 1月	500	500	0	1
	第6号に掲げる仮設建築物 及び第7号に掲げる施設			220	280	60	1.27
第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			A×0.014 (×1/12)	A×0.015 (×1/12)		1.07
	上空に設けるもの			A×0.020 (×1/12)	A×0.024 (×1/12)		1.2
	地下(トンネルの上の地下 を除く。)に設けるもの	階数 1		-	A×0.005 (×1/12)		1
		階数 2		-	A×0.008 (×1/12)		1
		階数 3以上		-	A×0.01 (×1/12)		1
その他のもの			A×0.028 (×1/12)	A×0.034 (×1/12)		1.21	
第9号	建築物			A×0.014 (×1/12)	A×0.015 (×1/12)		1.07
	その他のもの			A×0.010 (×1/12)	A×0.010 (×1/12)		1
第10号	建築物		1m ² 1月	A×0.020 (×1/12)	A×0.024 (×1/12)		1.2
	その他のもの			A×0.010 (×1/12)	A×0.010 (×1/12)		1
応第11 仮設に 掲げ る 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			A×0.014 (×1/12)	A×0.015 (×1/12)		1.07
	上空に設けるもの			A×0.020 (×1/12)	A×0.024 (×1/12)		1.2
	その他のもの			A×0.028 (×1/12)	A×0.034 (×1/12)		1.21
第12号に掲げる器具			A×0.028 (×1/12)	A×0.034 (×1/12)		1.21	
第13号	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの			A×0.014 (×1/12)	A×0.015 (×1/12)		1.07
	上空に設けるもの			A×0.020 (×1/12)	A×0.024 (×1/12)		1.2
	その他のもの			A×0.028 (×1/12)	A×0.034 (×1/12)		1.21

道路法施行令第7条